

# 美容室向け新型コロナウイルス関連情報

経済産業省コロナ  
施策パンフレット



新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、適用を検討されたい施策をまとめました。

このような非常事態の際には、とにかく資金繰りを第一に考え、資金を厚くしておくことが肝要です。

▼ URL はこちら

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

	融 資	給 付 金	そ の 他
売上 <b>5%</b> 以上減少	日本政策金融公庫による融資 当初 3 年間 金利 0.46% <b>P10</b> 4 年目以降 金利 1.36%	雇用調整助成金 <b>P43</b> 従業員を休業等させ休業手当（6 割） を支払った場合に、その 9 割を国から受給	小規模企業共済の契約者は無利子で 借入（既納掛金の 7～9 割まで） <b>P23</b>
売上 <b>20%</b> 以上減少	下記の要件を満たすと上記融資の当初 3 年間 （金利 0.46%）が実質無利子に <b>P13</b> ・従業員 5 人以下の個人事業主 要件なし ・従業員 5 人以下の法人 売上高 15%以上減少 ・上記以外 売上高 20%以上減少		税金、社保・国保の支払猶予 <b>P55 62 63</b> 税金：無担保かつ無利子で 1 年間猶予 社保・国保： 口座振替を停止し現金払いの手続きを しないと口座引落継続なので注意
売上 <b>30%</b> 以上減少			固都税・償却資産税の半額免除
売上 <b>50%</b> 以上減少		持続化給付金 <b>P26</b> 最大で個人 100 万円・法人 200 万円受給	固都税・償却資産税の全額免除 <b>P61</b>
その他			生命保険会社も解約返戻金の範囲内で貸付 を無利子に。 倒産防止共済の解約または一時貸付制度の 利用も検討（従前通り）。 家賃の減額交渉も検討。

※売上減少の考え方は各制度によって異なりますが、前年同月比での減少というものが多いです。創業 1 年未満や店舗増の場合には別途算定方法があります。

※わかりやすさを重視しておりますので詳細な要件等は経済産業省の情報や所轄行政窓口等へご確認ください。

※表中の経済産業省パンフレットのページは随時変更されておりますのでご了承ください。

※国会における予算通過が前提のものが多いです。